

十八軒青年会 2018 年 8 月度 定例会 2018 年 8 月 4 日（土曜日）みかわや

○ 報告事項

● 自治会定例会 8 月 26 日（日）19:00 自治会館

1. 優良運転者交通功労者の表彰推薦、葛西警察署長賞 表彰者
2. 30 年度宇喜田・小島地区女性連絡部会 日帰り旅行 9 月 30 日
3. 宇喜田・小島地区区民運動会全体会議 8 月 31 日
4. 平成 30 年度「青い羽根募金」運動
5. 「秋の全国交通安全運動」に伴う推進会議開催 9 月 3 日
6. 葛西地区自治会第 2 回 定例会
7. 葛西防犯協会合同会議 9 月 7 日
8. 宇喜田小学校すくすくスクールサポート会議 9 月 7 日
9. 交通安全区民の集い 9 月 8 日
10. 宇喜田・小島地区区民運動会前日準備 9 月 22 日
11. 宇喜田・小島地区区民運動会 9 月 23 日
12. 平成 30 年度江戸川区消防団点検 10 月 21 日 江戸川右岸河川敷
13. 「日帰りバス旅行」会計報告 小林会計部長
14. 「納涼盆踊り大会」報告野上実行委員長（野上さん会議欠席で説明なし）
15. 宇喜田・小島地区区民運動会開催について 実行委員長
16. 交通安全週間について：阿部交通部長 9 月 16 日から
17. 自治会の十八軒青年会に対しての取り組みについて（説明する時間なし）
－経緯と自治会の考え方（別紙） 小林事務局員

● 特記事項

1. 青年会から自治会長あてに出した文書に、押印したことに対する「抗議文」への反論（8 月 26 日 定例会にて）
小林さんの声を荒げた発言が際立った（自治会メンバーは皆びっくり）
塚田さんは、小林さん頼りで、自分の意見はなし
2. 「宇喜田十八軒自治会を正す会（仮称）」
今回の元会長に対する抗議文や青年会に対する執拗で横暴で強引な対応に関して、自治会長以下数人の執行部を告発していこうという動きがあります
準備のための事務局として、アサインしました
経過は、順次報告したいとおもいます

● 消火隊助成金申請のヒアリング

1. 8 月 29 日 19:00 から自治会館で実施（自治会側は 8 名、消火隊は 4 名）
「外郭団体」「助成金」という呼称と「活動実態なし」が問題となる
外郭団体は「関係団体」、助成金は「活動支援金」と読み換えれば良い
「活動実態なし」は、決算報告書をみれば自明
助成金審査会のメンバーである野上さんは「青年会定例会」で活動は知っているはずなのに、「活動実態なし」に意見を述べることもなく、自己保身の言い訳に終始
最終的に 8 月 30 日 消火隊に対して 10 万円支給されました

○ 協議・確認事項

1. 自治会 助成申請

書式に従って申請したものに対する応答はありません

2. Echo 発行

塚田さんから配布は「拒絶」の文書が届く

3. 青年部連絡会の議題より

10月14日(日)葛西まつりのパレード警備依頼

11月9日(金)ふれあいボーリング大会

11月23日(金・祝)七軒町会青年部40周年記念、タワーホール船堀マツヤサロン

4. 宇喜田・小島地区区民運動会

自治会から「お願い」されたら、青年会として参加したいと思います

「お願い」がなければ「自由参加」とします

5. 10月6日(土)7日(日)小島町会八幡神社祭礼

6. 水神宮祭礼

10月14日(日)の参加スタンスを決めていきたい

次回 青年会定例会

10月6日(土) 20:00 みかわや にて

以上

盆踊りに関する質問事項

盆踊りの決算について質問

1. ご厚志の「件数」と総金額の公表

- 個人情報保護法は適用外です。ご厚志一覧掲示板で公表済みです。
- 東京都江戸川区所管の公益団体にあたり公表義務があります。
- 自治会員に通知義務があります

2. 各模擬店ごとの仕入れと売り上げ、並びに粗利の開示

- 個人情報保護法とは無関係です。
- 東京都江戸川区所管の公益団体にあたり公表義務があります。
- 自治会員に通知義務があります

3. 仕入れ先の開示請求

- 個人情報保護法とは無関係です。
- 東京都江戸川区所管の公益団体にあたり公表する義務があります。
- 自治会員に報告義務があります)

4. 割引券の発行について

- 配布枚数と利用枚数および発行経費の開示。
- 利用されることに対しての予算の提示
- 発行配布を決定した議事録の開示。

盆踊り全体への質問

1. 東京都江戸川区土木部施設管理課占用係に虚偽の申請

- 都市公園法第六条第一項、東京都江戸川区立公園条例第六条、東京都江戸川区立公園条例施行規則第九条一項 に違反したのはなぜですか
- 出店料3万円を徴収して自治会とは無関係の団体に又貸しした。(又貸しの禁止)
- 物品販売等の営利を目的とした占用はできません。
- 占用条件違反

江戸川区子ども連合会葛西支部と称する模擬店団体は営利を目的として出店。

出店団体の責任者六軒町自治会会長杉浦氏平成30年7月2日付発信、

「出店料は2日で3万円で収益は自由です」)

- 物品販売、業として写真撮影その他営業行為をすること

江戸川区立公園条例第七条違反、申請団体(宇喜田十八軒自治会)以外が営利を目的として出店)

2. 模擬店出店を公募制にした経緯の説明並びに本件に係わる定例会と盆踊り実行委員会の議事録の開示

3. 模擬店出店募集締め切り日以降に「江戸川区子ども連合会葛西支部」と称する団体は盆踊り実行委員会委員長 野上氏より依頼を請け、近隣自治会へ出店協力を呼びかけていたのはなぜですか。

(平成30年7月2日付、六軒町自治会会長杉浦氏発信)

4. 東京都江戸川区立葛西第二中学校PTAに対して、盆踊り実行委員会委員長 野上氏は「出店しなくてもいいから、出店申請書だけでも提出してくれと懇願したのはなぜですか。

5. 「十八軒子ども踊り」と称し、盆踊り大会で当日踊っていた子ども団体は近隣自治会(十軒、十四軒、新町)に依頼だったのはなぜですか。

6. 盆踊り終了後に模擬店は募集要項にあった自治会への片付け協力義務を果たさず、結果的に5人の役員だけで片付けを午前2時半頃までかかってしまったのはなぜですか。